解散公告

当社は、平成二十二年九月二十九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二日

兵庫県明石市大明石町一丁目七番二三号

株式会社さかい呉服店

代表清算人　坂井　豊

解散公告

当社は、平成二十二年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二日

広島県広島市安佐北区安佐町大字久地八一三八番地

有限会社マエダ工業

代表清算人　前田　芳文

解散公告

当社は、平成二十二年九月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二日

広島県竹原市下野町二七〇三

アクト工業有限会社

清算人　岡本　雅吉

解散公告

当社は、平成二十一年十一月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二日

鹿児島県奄美市名瀬金久町二番一三号

有限会社森山商会

代表清算人　森山トモ子

解散公告（第一回）

当法人は解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二日

東京都立川市高松町一丁目一四番二号

特定非営利活動法人ペットを災害から守る市民の会

代表清算人　金子　眞也

解散公告（第一回）

当法人は、平成二十二年九月八日大分地方裁判所日田支部の解散命令確定により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二日

大分県日田郡中津江村大字栃野一二六二番地

宗教法人林照寺

清算人　藤森　邦夫

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年六月二十四日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二日

東京都千代田区一ツ橋二丁目六番三号一ツ橋ビル二階

特定非営利活動法人処方支援センター

清算人　井上　章

解散公告（第二回）

当組合は、平成二十二年十月十五日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十一月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二日

東京都世田谷区用賀四丁目一〇番一号

ゼファー月島マンション建替組合

清算人　志村　孝美

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十二年十月一日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二日

東京都杉並区上荻一―一五―一

特定非営利活動法人杉並区日印交流協会

清算人　根本　郁芳

解散公告（第三回）

当組合は、平成二十二年三月二十一日開催の総会の決議により同年九月二十七日をもって解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二日

山形県東置賜郡川西町大字玉庭一九八六、一九八七番地

杉沢生産森林組合

清算人　穂保　貞壽

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年九月二十五日開催の臨時総会の決議により平成二十二年九月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二日

東京都町田市木曽東四丁目二八番一〇号木曽福祉サービスセンター内

特定非営利活動法人わかばの会

清算人　菅原　道也

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十二年七月三十一日解散事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十二年十月二十七日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十二年十一月二日

静岡県沼津市杉崎町一一番一一号

財団法人田中研究所

清算人　田中　清明

公益信託今井記念緑内障研究助成基金平成二十二年度決算及び基金終了公告

一、事業概要

平成二十二年度事業として谷戸正樹氏他計七名に対し、計六百七十二万九十九円の助成事業を行った。

本公益信託は信託財産が消滅したことで平成二十二年十月十八日終了した。

平成二十二年十一月二日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託今井記念緑内障研究助成基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

配当公告

福井県鯖江市下新庄町第六一号二九番地

破産者　三田村新喜

右の者に対する福井地方裁判所平成二十年（フ）第四一六号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

金九七、二五七、七九六円

一、配当することのできる金額

金一一、五四七、二五七円

平成二十二年十一月二日

福井市順化一丁目二四番三四号モルゲン順化ビル四階

破産管財人　寺田　直樹

配当公告

岐阜市加納菱野町二五番地

破産者　株式会社さくらせんい

右の者に対する岐阜地方裁判所平成十九年（フ）第八四〇号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額

優先債権額　金一、〇七〇、六四五円

一般債権額　金八六二、三四六、九五二円

一、配当することのできる金額

優先債権額　金一、〇七〇、六四五円

一般債権額　金六八、三一六、一〇八円

平成二十二年十一月二日

岐阜市神田町一丁目一〇番地二　小森ビル四階

破産管財人　横山　文夫

第15期決算公告　平成22年11月2日

東京都新宿区西新宿六丁目8番1号
住友不動産新宿オークタワー

グローバルナレッジネットワーク株式会社

代表取締役　竹原　一衛

貸借対照表の要旨（平成22年6月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	431,517
	固定資産	218,971
	資産合計	**650,489**
負債及び純資産の部	流動負債	1,128,153
	(内)賞与引当金	(870)
	固定負債	418,800
	(内)退職給付引当金	(233,800)
	株主資本	△896,463
	資本金	470,057
	利益剰余金	△1,366,520
	その他利益剰余金	△1,366,520
	(うち当期純損失)	(183,444)
	負債・純資産合計	**650,489**